

令和7年度北アルプス広域連合指定ごみ袋収入証紙印刷、配送、保管業務仕様書

1 業務名 北アルプス広域連合指定ごみ袋収入証紙印刷、配送、保管業務

2 業務期間 自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日

3 業務の目的

北アルプス広域連合指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）への北アルプス広域連合収入証紙の印刷、配送、保管

4 業務内容

(1) 収入証紙印刷業務

- ア 指定ごみ袋の製造を行う際に、併せて収入証紙の刷込みを行う。なお、指定ごみ袋の製造及び証紙の刷込みについて、他の製造業者に再委託することは妨げない。
- イ 指定ごみ袋を製造する際は事前に製造許可申請書を提出し、北アルプス広域連合長の製造承認を受けるものとする。
- ウ 刷り上がった証紙は、北アルプス広域連合の検収を受ける。
- エ 検収時に製造した指定ごみ袋の製造年月日等を北アルプス広域連合に報告する。
- オ 指定ごみ袋の検収場所は、北アルプスエコパークから片道80km以内とする。

(2) 保管、配送業務

- ア 指定ごみ袋を北アルプス広域連合の検収後、収入証紙売りさばき人（小売店）に配送し、収入証紙売りさばき人が提出する収入証紙売渡請求書及び受領書を取りまとめ北アルプス広域連合に提出する。
- イ 受領書には、配送した指定ごみ袋の製造年月日等を記入する。
- ウ 指定ごみ袋の在庫を保有しようとするときは、在庫量について北アルプス広域連合と協議することとし、その保管場所については書面により北アルプス広域連合の承認を得るものとする。
- エ 指定ごみ袋の保管場所は、北アルプスエコパークから片道80km以内とする。
- オ 毎月末に指定ごみ袋の納品先及び納品枚数、ならびに指定ごみ袋の種類毎の在庫数を書面にて報告する。
- カ 2か月毎に指定ごみ袋の在庫種類及び枚数を北アルプス広域連合担当者立会いのもと確認する。
- キ 業務委託期間中における発注予定枚数は、全ての受託業者を含め合せて約142万枚とする。

種別	証紙印刷委託量見込		刷込む証紙の種類
可燃ごみ（大）	900,000	枚	30円証紙
可燃ごみ（中）	240,000	枚	20円証紙
可燃ごみ（小）	60,000	枚	13円証紙

可燃ごみ（事業系）	150,000	枚	60円証紙
不燃ごみ（大）	30,000	枚	30円証紙
不燃ごみ（中）	20,000	枚	20円証紙
不燃ごみ（小）	20,000	枚	13円証紙

ク 指定ごみ袋に刷込む証紙の仕様は次のとおりとし、サイズは縦5cm、横6cm、刷色は袋の刷色と同色とする。



5 業務報告

3か月毎及び年度末に本業務の完了報告書を提出すること。

6 支払方法

単価契約とし、完了検査合格後、正当請求書を受領してから30日以内に支払う。

7 改善等の指示

不良品及び様式不適合品があった際は、北アルプス広域連合の指示に従い真摯に対応を協議すること。

8 その他

(1) 指定ごみ袋の体裁等については、北アルプス広域連合指定ごみ袋の様式等に関する要綱（平成30年2月22日告示第2号）のとおりとする。

(2) 本業務にかかる委託料は指定ごみ袋1組（10枚）当たり0.8円（税抜）とする。

9 注意事項

(1) 指定ごみ袋は、北アルプス広域連合の登録を受けた製造業者が国内においての製造した低密度ポリエチレンを材質としたものとする。

(2) 在庫を保有する際は、紛失・盗難等が発生しないよう細心の注意を払うこと。

(3) 指定ごみ袋は全種類販売すること。

(4) 委託契約期間終了後、指定ごみ袋の在庫を保有している場合は、次年度の契約が発生する場合につき、保有する在庫分を引き続き保管・販売を行うものとする。

(5) 委託契約の終了後、または事情により委託契約期間中に保管、販売を取りやめる場合、保有する製造済みの指定ごみ袋は全て無償で北アルプス広域連合に譲渡すること。

~~(6) 本業務は、その契約に係る予算が議会で議決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、契約の効力が生じる。~~